

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

平成23年12月9日

1 計画等の案の名称

北海道道州制特別区域計画（更新）の素案

2 参考資料の名称

- (1) 「北海道道州制特別区域計画」の更新について
- (2) 北海道道州制特別区域計画（更新）の素案の概要
- (3) 現行計画と計画（更新）の素案の比較表
- (4) 「道州制特区推進法の概要」
- (5) 「道州制特別区域基本方針」

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

- (1) 北海道のホームページ（道州制のページ）への掲載
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/bunken/doushuusei-top.htm>)
- (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道総合政策部地域主権局参事（道庁本館4階）
 - イ 北海道行政情報センター（道庁別館3階）
 - ウ 各総合振興局・振興局（石狩振興局を除く）行政情報コーナー

4 意見等の募集期間

平成23年12月9日（金）から平成24年1月10日（火）

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部地域主権局参事（道州制推進グループ）
- (2) ファクシミリ 011-232-2743
- (3) 電子メール sogo.syukendousyu@pref.hokkaido.lg.jp

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に、平成24年2月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 電子メールを受理後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受付の確認メールを送信いたしますので、確認メールが届かない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
- (6) 本計画は同法第7条第1項に基づき政府が定める道州制特別基本方針に基づき作成することができるとされており、今後、政府が道州制特別区域基本方針の変更案の作成を予定していることから、これを踏まえて、当該計画を作成することとしております。（北海道道州制特別区域計画の更新の流れについては、参考資料（1）：「北海道道州制特別区域計画」の更新についてをご覧ください。

問い合わせ先

総合政策部地域主権局参事（道州制推進グループ）

電話011-231-4111（内線23-318、23-319）

(意見提出様式)

北海道道州制特別区域計画（更新）の素案について

住 所	
氏 名 (団体名)	
意 見	